

深谷市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、深谷市（以下「市」という。）が公開・管理するホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) この要綱において、深谷市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）とは、市が管理するホームページをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- (8) 個人の名刺広告
- (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (10) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれのあるもの
- (11) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
- (12) 貸金業に関するもの
- (13) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (14) その他、掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

(広告の募集等)

第4条 広告の募集にあたっては、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

(1) 募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間

(2) 広告掲載に係る料金

(広告掲載の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取消することができる。

(1) 指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき

(2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(3) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき

(4) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき

(5) 広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなつたとき

(6) 広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき

(7) その他、市の業務上やむを得ない事由が生じたとき

(その他)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する

附 則 (令和5年11月15日 市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する